



総合型地域スポーツクラブ 公式メールマガジン

—平成29年度総集編—

特集

テーマ別運営事例集



公益財団法人

日本体育協会

このメールマガジンはスポーツ振興くじ助成金を受けて配信しています。
スポーツ振興くじについては以下から
[日本スポーツ振興センターHP] <http://www.jpnsport.go.jp/>

スポーツくじ



スポーツ振興くじ助成事業

特集 INDEX

総合型クラブを運営していくために重要な事項について、各号ごとにテーマを設けて、該当する全国のクラブの取り組みを紹介しました。

第132号（平成29年5月22日発行）

「安定的な財源の確保に取り組むクラブ」

まる倶楽部 ----- 2

NPO法人 なかよしクラブみずほ ----- 7

第133号（平成29年7月20日発行）

「ユニークな場所で活動するクラブ」

くまがしクラブ ----- 12

NPO法人火の山スポーツクラブ ----- 17

第134号（平成29年9月20日発行）

「人気プログラムを実施しているクラブ」

クラブ富士山 ----- 23

AWAにじいろクラブ ----- 28

第135号（平成29年11月20日発行）

「NPO法人・一般社団法人の会計とは？」 ----- 33

第136号（平成30年1月22日発行）

「学校運動部活動と連携するクラブ」

謹教スポーツクラブ ----- 42

NPO法人 楽スポあすか ----- 47

特集

安定的な財源の確保に取り組むクラブ



まる倶楽部 〈神奈川県横浜市〉



日本体育協会が「総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013」で掲げる総合型クラブの基本理念である「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を実現するためには、クラブの活動が地域に根差し、クラブが安定的に運営されることが必要です。安定的な運営のためには、受益者負担を基本に、最終的には自主独立の財務運営を目指す取り組みが求められます。

そこで今回は、事業受託・会費の設定を工夫するなど、財源の確保に向けた取り組みを行っているクラブを紹介します。



1. 受益者負担の観点で参加費を100円から300円に値上げ
2. 5年間の市体協補助金を初期整備費として活用
3. 10年後を見据えた運営で指導者不足を解消
4. 地域に眠っているハイレベル経験者を登用

1 クラブ概要

平成16年10月、横浜市神奈川区片倉地区において、体育指導委員、青少年指導員、スポーツ団体代表者、スポーツ指導者等が中心となって地域における生涯スポーツについての話し合いが行われました。地域スポーツ環境における多くの課題等について話し合いを重ね、次第に話題の多くは、多世代、多種目、多趣向で地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブの話題が中心となっていきました。その後、「できることを楽しくやろう」と、横浜市立中丸小学校学校開放運営委員会が中心となり、2年間横浜市教育委員会の学校開放活性化事業を通じて様々なイベント等を仕掛け、平成18年から総合型地域スポーツクラブの設立を目標に地域住民へのクラブの周知やスポーツ体験教室、体験イベント等が開催されました。

平成21年2月までに徐々にクラブの目的や活動内容も地域に浸透し、クラブ運営体制も整ってきたため、同年3月設立となりました。「地域のため」を最優先事項として活動を行い、平成28年度には、年間41種目(703回)の教室、4つ(15回)の主催イベント等を実施し、教室・イベントには23,000を超える人々が参加しています。

2 運営委、小学校、PTA三者で連携→学校開放事業が発展

横浜市学校開放事業を20年前からクラブ関係者が実施していたこともあり、学校開放を行っていた中丸小学校とはクラブ設立前からつながりがありました。クラブ設立前から、小学校の体験学習のための事前学習として、カヤック体験をプールで行うなど、現クラブ会長が小学校との信頼関係を築き、学校側も活動に対して協力的な雰囲気がありました。また、クラブ設立時には、現会長が小学校のPTA会長に就任していたこともあり、学校開放運営委・小学校・PTAの三者が連携を図ることもできました。現在では、学校からはクラブの活動に対し様々な協力を得ています。

【学校からの主な協力内容】

- 印刷機の使用(インクや紙はクラブ準備)
- 体育館内の一室をクラブ事務局として利用
- 体育館の倉庫の一部をクラブの用具置き場として使用、体育館近くに用具倉庫を設置
- クラブの活動への教員の参加(参加者として参加)

3 「地域全員を対象」との理念から会費ではなく参加費を選択

クラブ設立時から、「地域のため」のクラブであるため、会員として一部住民を囲うような形をとらずに、「地域全員を対象とする」考えのもと、会費という制度ではなく、参加費を払えば参加できるという形式をとっています。

現在は、参加の意思を示すため、また、受益者負担の考えから、一つのプログラムの参加につき、参加費は一人300円としています。クラブ設立当初は参加費を100円としていましたが、クラブ運営全体を考え、参加者の負担になりすぎない金額ということで300円に値上げを行い、現在に至っております。

4 謝金（支出の57%）を参加費で賄う 保護者・学校との対話を重視

設立から5年間は、横浜市体育協会の補助金を受けていましたが、その補助金を受けている当時から補助終了後を見据えて活動をしていました。そのため補助金では、運営拠点整備や活動のための初期整備費としてスポーツ用具、冷蔵庫、製氷機等を購入しました。

現在では、クラブ全体の支出のうち謝金が57%（教室指導謝金約42%、運営人件費約14%）を占めていますが、教室やイベントの参加費のみで賄うことができます。なお、指導者謝金はコアになる指導者にのみ渡すことしかできていないというのが現状です。

参加者を集めることがクラブの収入にもつながるため、参加者をいかに集めるかということにも重点を置いています。現在は、地区の小学生・中学生のほか、20代から40代の方々が多くクラブの活動に参加しています。ただ、地域を大切にしている当クラブとしては、まずは当該地域の住民が参加できることが第一と考え、大々的な広報は行っておりません。広報等の大きな仕掛けを行っているわけではありませんが、参加者のニーズを取り入れ、クラブ運営に生かすために活動中の保護者との対話や学校との対話を重視しています。保護者との対話では、将来的にどのような子どもに育ててほしいかの希望等、学校側とは学校が持つ課題等を聞き、その課題解決に向けたお手伝いができるような事項があれば、クラブの活動に取り入れる等の取り組みを心がけています。

また、運営側としても、クラブが提供するサービスの質が良ければ、人が集まるということを意識し、「人が人を呼ぶクラブづくり」を目指しています。

5 人とのつながりを重視 協力者を集めクラブ活性化

クラブでは人とのつながりを重視し、設立時から、今後10年間を見据えてクラブ運営を行っています。例えば、設立時の小学生の参加者に対しては、10年後の大学生になったときにクラブに参加者や指導者として戻ってきてもらえるように考えていました。現在では、チアダンス教室において、クラブの教室に参加していた小学生が大学生になり、友だちを連れてクラブに参加するようになり、その友だちが指導するというように、つながりが大きくなっています。

参加者がお客さんという立場でなく、自分のクラブという意識を持てるようなクラブの活動を目指した結果、指導者としてもクラブの活動に参加してくれる人が増え、指導者不足も解消されました。クラブには、20代～40代の参加者が多くいます。その世代の参加者は、大人を対象とした教室に参加して、自身もスポーツを楽しみつつ、子どもを対象とした教室の指導者がいない場合には、指導者としてもクラブの活動に参加いただいているほか、クラブに要望があったクラブ外部のイベントにおいても指導者として活躍いただいています。

また、過去に全国大会や国際大会に出場した経験のある方が、実は地域には眠っています。そのような方々にもクラブの存在を知ってもらい、積極的にクラブ活動に参加いただいています。クラブに関わる人が増えることは、刺激になるだけでなく新しい視点等を取り入れることができるため、経験者の登用を重視しています。

学校との連携という点では、小学校・中学校・大学とは既に連携を取っており、特に大学との連携においては現会長がクラブ運営に関する講義を大学で行ったり、クラブで学生を受け入れています。大学生がクラブに関わることによって、クラブ運営に大学生の発想を反映することができ、刺激にもなっています。

このほか、クラブ運営スタッフも様々な団体が行う研修に参加し、指導や運営に関して情報を収集するようにしています。そして、クラブでは常に同じことを行うのではなく、新しいことを取り入れるようにしています。

6 今後の課題

「今、何ができて何が必要か」を語れる人を増やすことがクラブの課題です。平成30年にクラブ設立10年を迎えることもあり、現在、今後のクラブ運営について検討しています。その検討事項の中には、クラブの法人化や現在クラブが行っている教室をチーム化することなども含まれています。

まずは、今後10年のビジョンを持ち、慌てずに目の前のことに取り組み、人とのつながりをつくりながら、参加者のニーズを捉え、提供していきたいと考えています。

(まる倶楽部 会長 貝川 弘行)

クラブプロフィール

設立年月日 平成21年3月20日

所在地 神奈川県横浜市神奈川区

運営 会員数1,181名（平成29年3月現在）

予算規模 200万円(平成29年度)

有給職員 6名

特徴 大きな特徴としては、学校、地域連携型のクラブです。学校内に事務所を持ち、学校行事、特別活動の補助をしたり、連合会町内会レベルの地域連携にも力を入れています。学校開放事業をもとに、クラブづくりをしたので、中学校区を基盤としての広がりがあります。学校の特別活動にも週5日と積極参加をさせていただいています。近隣スポーツセンター、地区センター事業とも連携し、より多くの地域の方々へ活動を提供しています。また、市の施策「放課後キッズクラブ」との連携も多く取り入れ、共同事業を展開しています。独自の教室展開も多岐にわたり、昨年も41種目を提供しました。0歳～90歳までの参加者、障がいを持つ方々への環境提供も5年目となりました。
みんなでつくる、みんなのクラブ！

連絡先 〒221-0801 横浜市神奈川区神大寺3-17-1 中丸小学校内

電話番号 045-481-0890

E-Mail staff@maruclub.net

URL <http://maruclub.net>

特集

安定的な財源の確保に取り組むクラブ

NPO法人 なかよしクラブみずほ ＜岐阜県瑞穂市＞

日本体育協会が「総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013」で掲げる総合型クラブの基本理念である「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を実現するためには、クラブの活動が地域に根差し、クラブが安定的に運営されることが必要です。安定的な運営のためには、受益者負担を基本に、最終的には自主独立の財務運営を目指す取り組みが求められます。

そこで今回は、事業受託・会費の設定を工夫するなど、財源の確保に向けた取り組みを行っているクラブを紹介します。



1. 5年後10年後の目標ロードマップを作成し黒字化目指す
2. 子ども向け運動教室の出前講座で実績作り→市と年間契約
3. 施設利用料、謝金に最低施行人数を加味して会費を設定



1 クラブ概要

平成18年夏にクラブの設立準備が始まり、社会教育主事の先生を中心にスポーツ少年団の関係者、体育指導員、地域の社会体育団体代表者の方などが何回も検討事項を調整し平成20年に本活動が始まりました。設立までは社会教育主事の先生にお力を借り、当時お願いしたスポーツ教室の講師陣もほとんどが現在も変わらず指導者です。本業をこなしながらクラブの相撲教室の指導も担うという前理事長の牽引力、動員力は現役員たちも多くを学ばせてもらっています。

『健康で長生き』をするために青少年も成人も高齢者も仲良く育み合うクラブとして2008年9種目14教室から始まりました。そして、2012年開催のぎふ清流国体でキッズダンスを踊れるチームを作ろうとキッズダンス教室を生徒16人で始めました。その教室はあっという間に70名を超えるメンバーになり、予選を経て長良川のメインスタジアムでミナモダンスを踊ることができ、クラブで1、2を争う人気教室となりました。ぎふ清流国体では、瑞穂市はボウリング会場でしたが、国体の前年からプレ大会が開催され、その折にもキッズダンスのパフォーマンスを市から依頼されました。本番の年はもちろん、成人式や地元の祭りやフェスティバルなどにも声が掛かり、子どもたちも沢山の経験を積むことができました。クラブとしても瑞穂市との協働をさせてもらいキャリアと信頼関係を構築していくことにつながりました。



現在常設教室は一週間16種目27教室。教室運営による事業収益は財源に対して54%で、その他に受託事業費が32%です。活動状況としては、子ども向け教室の成長が目覚ましく年々参加者が増加しクラス数を増やしたりして対応しています。

また、地域に発信するために、盆踊り大会・キャンドルナイト(8月)、地域のふれあいフェスタ(11月)、GKDダンスフェスティバル(12月)、市民体力測定会(2月)の4つのイベントを行っています。広く近隣住民の皆さんに活動をPRし、クラブへの参加呼びかけを続けています。

2 財務計画・会費設定上の注意事項と工夫

大きく10年後に在りたいクラブの目標を立て、その間前半5年間と後半5年間の活動予測をしながら、理事長・クラブマネジャーが中心となり、クラブのロードマップを作りました。そのマップをベースに5年後に目標を達成するために今年は何をするべきかを考えながら、年間の教室運営、イベント事業、バス事業、市との協働事業のバランスや見積もり、成長予測を立てるようにしています。

その中において各教室運営の黒字達成は必須事項として取り組んでいます。参加人数不足の場合は、市の広報誌である「広報みずほ」のクラブの情報掲載スペースに教室案内を再度掲載したり、ポスターを作成して公民館やコミュニティーセンターへ掲示したり、講師による声かけなど広報活動に力を入れることにより参加人数を確実に安定するようにしています。

受託事業については幼児支援課に相談させていただき市内9つの幼・保育園に運動教室の出前講座を実施し、市と園の目的を共有しながら実績を作りました。その後、保育士の方々からも熱心なオファーを市にさせていただき、正式に年間を通して巡回教室を契約する運びとなりました。また、その教室は常設のキッズ運動教室としてクラブでも毎週行われていて大人気の教室となっています。



会費の設定は、高齢者のクラスは極力リーズナブルに設定できるよう注意を払いますが、施設利用料、謝金などのほか最低施行人数も加味して算出します。新設教室を開設するには体験教室を常設同様に開いて市民のニーズと合っているか調査し、開講可能かをシミュレーションし、最低施行人数を賄うことができるかを確認します。また、受益者負担であることを説明の上、妥当な会費を設定するよう注意しています。ただ、体験会に参加しても実際の教室には参加しないケースもあり、人数不足による運営費の圧迫が起こる時は急遽追加チラシを作成して再募集することもあります。逆に予定を超える参加者の時は教室を増やして対応したり、それでも足りない場合はキャンセル待ちとします。

また、クラブの運営状況を確認するために、執行役員会(毎月1回)、教室部会、教室部長・クラブマネジャー間の話し合い、社員会(年4回)の各場においても、教室運営状況等について意見交換しています。

3 財源確保で意識と処理能力が向上

事業による財源の確保は、新規事業取り組みに対するモチベーションのアップやクラブ職員の増員が可能になり、それにより事務局の処理能力が上がるという効果も生まれ、より良い活動につなげることができます。

4 理念とポイント

財源確保のために自主事業の安定化(人気の教室はとことん伸ばす)を図るとともに、地域住民の求めるものは何か、楽しいことは何かを会員との会話を通じていつも観察するようしながら、タイミングを外さないで動くようにしています。

5 今後の課題・展望

高齢者向けの教室がマンネリ化しているので新しい取り組みをして新規会員を増やす工夫が必要と考えます。また、totoバス活用事業を展開し市民に貢献できる活動をクラブの財源の一つにしたいです。

(NPO法人なかよしクラブみずほ クラブマネジャー 小森姿磨子)



クラブプロフィール

設立年月日 平成20年3月8日

所在地 岐阜県瑞穂市宮田300番地1

運営 会員数600名(平成27年4月現在) 予算規模2,200万円(平成29年度)

有給職員 6名

特徴 瑞穂市は、濃尾平野の北西に位置し人口53,000人、面積は28km²です。クラブ事務局が市役所分庁舎隣の公民館内にあるので市役所との打ち合わせなど連携が取りやすいですが、市役所職員と間違われることも多々あります。夏の盆踊り大会は地域住民を巻き込んで来場者、出店者共に少しずつ増え、お盆中だからこそ会えるコミュニケーションの場作りを目指しています。一昨年からはキャンドルナイトも並行して開催しています。クラブの事業は教室運営によって支えられていると言っても過言ではありません。

連絡先 〒501-0305 岐阜県瑞穂市宮田300-1

電話番号 058-328-3825(FAX 同)

E-Mail info@ncmizuho.com

URL <http://ncmizuho.com>

特集

ユニークな場所で活動するクラブ



くまがしクラブ

＜奈良県生駒郡平群町＞



日本体育協会が「総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013」で掲げる総合型クラブの基本理念である「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を実現するためには、クラブの活動が地域に根差し、クラブが安定的に運営されることが必要です。安定的な運営のためには、地域で活用できる様々な施設や場所、空間を調査し、活動拠点以外の施設も利用できるよう関係機関・団体と話し合う取り組みが求められます。そこで今回は、ユニークな場所で活動を行っているクラブを紹介します。



1. 住民目線でニーズを反映し、住民主導のスポーツクラブを目指す
2. 道の駅イベントを活用し教室へ勧誘 道の駅ギャラリーに展示→参加者増
3. クラブ認知度高まり事前申し込みが毎年増→発足5年目で会員400名超

1 クラブ概要

くまがしクラブは、行政主導の下、平成23年1月に発起人会が発足し、体育協会・長寿会・婦人会・町子連・地域振興センターの各種団体が集まり、平成23年4月に開催された設立準備委員での協議を経て、平成25年3月16日に「くまがしクラブ」が設立されました。

「町民ひとり1スポーツ」を合言葉に「目指せ会員1000人」を掲げ、会員自ら運営に参加して自主自立を目指して5年目を迎えました。現在、地域振興センターが指定管理者として運営している平群町総合スポーツセンター内に事務所を構えて教室事業を展開しています。また『道の駅』も指定管理者として地域振興センターが運営管理していることから、地域振興センターが行っていた教室事業の形を変えて引継ぎ、ハード面は「地域振興センター」、ソフト面は「くまがしクラブ」とすみ分けして地域振興のために協働しています。

現在、409名の会員(多世代として幼児から高齢者まで)の登録があり、普及クラスとともに強化クラスまでを育成するアカデミー構想の基、地域で講師を育成する講習会を年9回開催しています。また竜田川沿いの総合型地域スポーツクラブが5クラブ集まり「たつたがわ連絡協議会」を設立して、教室事業の相互協力・イベント開催を行っています。



2 道の駅でクラブ活動

①行政の提案でソフト面の運営を引き継ぐ

もともと「地域振興センター」は行政の第3セクターとしてスタート。総合型地域スポーツクラブを生涯学習に取り入れる際に両方の組織がうまく行くようにと教育委員会が町行政と勘案して、ハードとソフトを分けました。指定管理の中にスポーツ教室や文化教室などを行う契約を交わして、第3セクターの「地域振興センター」にお願いしていましたが、この部分を住民主導の総合型地域スポーツクラブ「くまがしクラブ」に移行することになりました。

こうした背景があり、地域振興センターから「道の駅大和路めぐり・くまがしステーション」で道の駅教室を依頼され、平成27年度からスタート。道の駅は地域の農業振興が目的で、地域振興のために生産した農作物の販売や農作物を利用して生産者と一緒に作ることを目指したお菓子教室・パン教室・クッキング教室の他にアロマ教室・クラフト教室等がありました。

行政が求めるクラブは、地域住民の人たちが自分たちの住む地域に何が必要なのかを一番良く理解し、住民の目線で意見やニーズを的確に反映させることができる組織です。「住民による住民のための住民のクラブ」を目指し、ソフト面を「くまがしクラブ」ですみ分けして行うことで、より良いサービスが提供されることが期待できるため、総合型クラブに引き継がれました。



道の駅大和路めぐり・くまがしステーション

②企画運営に携わる貴重なボランティアスタッフ

「道の駅」教室を企画運営するにあたって、平成26年秋よりボランティアスタッフとして、くまがしクラブに参加している新井朋子さん(38歳)が担当しています。子育てに追われる中で、幼稚園のPTA役員を1年間活動した経験がきっかけとなり、小さい頃から子供たちに色々な体験を通じて生きる力を養ってもらいたいという想いから、ボランティアへの参加となりました。

③「えんぴつスケッチ」「多肉植物寄せ植え」教室で軌道に 作品展→新たな参加者

えんぴつスケッチ教室、多肉植物寄せ植え教室を考案してスタートさせましたが、当初は募集をかけたものの2～3名のスタートとなり苦労しました。えんぴつスケッチ教室は、道の駅で販売している花やカボチャなどの野菜、特産のいちごにぶどうなどの果物のほか、教室の2階の窓から望めるのどかな風景もスケッチしてもらいました。描き終えたスケッチを道の駅ギャラリーで作品展として飾ることで、目にした人が始めるきっかけとなるケースも増えて、今では2クラスの教室事業を実施しています。水彩画教室もが考えましたが、絵具や水を使うことで絨毯を汚したりすることにも配慮し、誰でも気軽に書ける「えんぴつ」を選択しました。

多肉植物寄せ植え教室は、夏・冬の道の駅一日イベントを利用してアンケート調査を実施し、興味のある方に後日、開催日の連絡を行ったりした甲斐もあり、定員15名に対して12名～13名となりました。「やはり口コミです。常に発信し続ける事が大事だと知りました。企画運営は本当に難しく、勉強させてもらっています」と大変謙虚に話す新井さんの姿が印象的でした



えんぴつスケッチ教室



多肉植物寄せ植え教室



④体育館とは差別化して体幹ヨガ教室 高い参加料ながら若者に人気

スポーツとしては、体幹ヨガ教室があります。体育館でのヨガ教室と同じ講師が担当していますが、内容を少し差別化してプレミアム教室としてうたっています。体幹を鍛えるための道具も用意してプログラムが組まれている点が体育館とは違った特色で、参加料は高いですが少数精鋭で8名の会員が受講しています。先生も爽やかで、憧れの講師ということもあり、若い人が多く参加しています。教室が終わった後は、1階にある「hanana」でベジタブルランチをみんなで一緒に食べてから帰ると聞いています。

料金のシステムですが、会員登録1,000円とスポーツ保険の他に参加料としてプレミアム教室が「月3回で4,000円」(一般ヨガ教室は「月4回で3,000円」となっています。他の教室は1回あたり350円～850円で、指導者謝金や経費等の金額を、定員の6～7割の人数で割って算出しています。



体幹ヨガ教室



河野妃世先生

スタッフ
新井朋子さん

3 会員の交流場所としての道の駅

道の駅には、町民だけではなく他の市町村からの来客も多くあります。そこで、初めて総合型クラブを知ってもらうことができるのが、夏・冬の道の駅一日イベントです。道の駅に来客された人に500円～1000円で体験できるイベントで、クラフト教室・木工教室・多肉寄せ植え教室・お菓子作り教室があります。材料の関係で4教室・定員180名ですが、すべて定員を満たしてしまう程の人気となっています。定員180名の内、平群町の人が多く、イベントを知った町民から予めの申し込みが毎年増えています。これは、総合型地域スポーツクラブの認知度が増したことが一因となっています。クラブマネジャーの北さんは「町民が交流することで、くまがしクラブ会員も増えるという相乗効果が出ている」と話しています。

4

今後は文化的教室も視野 事業展開の根底に地域振興

地域振興センターから教室事業を引き継ぎましたが、貸館業として2階部分の貸し出しを地域振興センターが行っている関係で、個人の先生が華道教室等を開いています。このため、クラブとしても種目がかぶらないよう配慮しています。地域で活動して頑張っている人と協働していく姿勢を堅持しています。飛び跳ねたりなどの運動が、道の駅ではできないことから、ヨガなど静的な種目を採用していますが、今後は文化的なものを中心に道の駅教室に取り入れていく予定です。道の駅での食育を通じて、地域コミュニティの輪を広げ、スポーツに対しても興味を持ってもらい体育も育んでいきます。そして道の駅のセールスポイントとして、北さんは「根底に地域振興があることを忘れずに事業を展開していきたい」と意気込んでいます。

(くまがしクラブ クラブマネジャー・北和恵、ボランティアスタッフ・新井朋子)
(奈良県クラブアドバイザー 川崎香織)

クラブプロフィール

設立年月日 平成25年4月1日

所在地 奈良県生駒郡平群町福貴72

運営 会員数409名(平成29年6月現在)、予算規模2,400万円(平成29年度)

有給職員 2名

特徴 「町民ひとり1スポーツ」を合言葉に、平群町内外の青少年健全育成と地域住民の生涯スポーツの推進を図っている。普及活動の裾野を広げるべく、頂点たる強化(アカデミー)クラスの育成に力を注ぐため、指導者講習会を新たに設けて地域での指導者育成に取り組み、また文化活動を行うことで多様な会員を集めコミュニティの場を広げて、地域連帯感あふれるクラブを目指している。

連絡先 〒636-0936 奈良県生駒郡平群町福貴72 平群総合スポーツセンター内
くまがしクラブ

電話番号 0745-44-9007 FAX 0745-45-0743

E-Mail heguri@kumagashiclub.com

URL <http://www.kumagashiclub.com>

特集

ユニークな場所で活動するクラブ

NPO法人 火の山スポーツクラブ
＜熊本県阿蘇市＞

日本体育協会が「総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013」で掲げる総合型クラブの基本理念である「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を実現するためには、クラブの活動が地域に根差し、クラブが安定的に運営されることが必要です。安定的な運営のためには、地域で活用できる様々な施設や場所、空間を調査し、活動拠点以外の施設も利用できるよう関係機関・団体と話し合う取り組みが求められます。そこで今回は、ユニークな場所で活動を行っているクラブを紹介します。



1. ハードルを下げた活動しやすい環境整備が必要との観点からスタート
2. 震災後は神社や観光地の商店街道路を利用しトレーニングを実施
3. 空き家をクラブ事務所として借用→各種会議→運営スタッフと指導者の親睦の場に

1 クラブ概要

《クラブ設立の背景》

昨今、「健康ブーム」が取りざたされている中、誰でも気軽に参加できるスポーツ環境の整備、医療費の削減などに向けた動きに注目が集まっています。

この流れを受け、阿蘇市内でも行政や地域でもスポーツ環境の整備・人材育成に力を入れようとしているものの、実際には単発(短期)で終わってしまい、3町村合併により対応領域も広いことから、明確なスポーツ(運動)スタイルの確立が存在していませんでした。

地域では、『スポーツ(運動)をしたい。しないと不健康になる』との思いをよく耳にしますが、活動するまでのプロセスで二の足を踏む方も少なくありません。体育施設の予約や一緒に活動する人への連絡、既存組織への申し込みなど、意外と多くのステップがあるがゆえに体を動かすまでに至らないという実情があったようです。



このような状況をなくすため、ハードルを下げた活動しやすい環境整備が必要不可欠であるという確固たる認識から、阿蘇市での総合型地域スポーツクラブの立ち上げが進められ、「火の山スポーツクラブ」が設立されました。

《設立時のキーパーソン》

スポーツ推進委員(当時は体育指導委員)有志と阿蘇市教育委員会が主導してクラブが設立されました。

《クラブ理念》

阿蘇市民又その周辺住民に対して、主にスポーツ活動に関する事業を行い、自発的なスポーツ活動を通じ、生涯にわたって誰もが、誰とでも、それぞれの体力、年齢、興味や目的に応じて、いろんなレベルのスポーツを楽しみ、誰もが生き生きと暮らせるまちづくりと、生涯を通じた健康づくりを楽しみ、ひいては阿蘇市民又その周辺住民の健康増進を目的とする。

自主事業の安定化(自主自立)、住民ニーズへの対応、運営フットワークのスピーディー化などを目標に掲げ活動しています。

《現在までの経緯》

H19.7.3	設立準備委員会
H20.2.24	クラブ設立(設立総会)
H24.10.11	法人格取得
H29	現在に至る

《現在の活動状況》

13種目	事務局1名(公認アシスタントマネージャー資格取得済)
年会費	2,000円～6,000円(※年齢による ※入会時期により差異あり)
入会金	600円(継続会員は0円)
会 員	新規会員34% 更新会員66% 男性会員51% 女性会員49% 未就学児～高校生会員26% 19歳～40代25% 50～60代39% 70代以上10%
自主事業	行政等イベント委託(大阿蘇元気ウオークほか)、自動販売機設置、体験教室の実施
財源	年会費、入会金、自主事業、協賛金

2

ユニークな場所で活動するまでの経緯・取り組みの内容等

【地震の影響によりスポーツ施設を使用できない環境から生まれた活動】

平成28年4月に発生した熊本地震の影響により、阿蘇市は甚大な被害を受け、体育館や各種グラウンドなどのスポーツ施設が使用できない状況となりました。クラブプログラムとして実施していた「ソフトテニス」も、テニスコートが使用できない状況となりました。

そこで、ソフトテニスの指導者で行政担当者でもある窪田氏が阿蘇神社付近の商店街前の道路や常時人が集まる神社を使ってトレーニング(ロードワーク、筋トレ等)をすることを企画し、夏ごろから11月まで実施。使用した道路は観光地にあり平日の夕方以降は、ほとんど車が通らないことがわかっていただけから、この場所を使用することにしました。人目につく場所で実施したことにより、商店街の数店舗の店主らが首にタオルをかけてロードワークに飛び入り参加してくるなど、クラブの存在をアピールすることができました。

また、クラブ員有志が避難所となっている体育館を巡回し、被災者に体操を促すなどのボランティア活動も実施しました。

【クラブハウス＝民家】

現在、火の山スポーツクラブは、松本クラブマネジャーの住居兼クラブ事務所として、空き家だった築60年の一軒家を借用しています。

毎月開催している運営委員会や、3、4か月毎に開催している指導者会議の会場としても利用しており、運営スタッフと指導者の親睦を深めるため懇親会も開催しています。

この懇親会については他の総合型地域スポーツクラブ関係者やスポーツ関係者もwelcomeとしており、直近では全国スポーツクラブ会議後に視察に来られた県外の総合型地域スポーツクラブ関係者(北海道、福島、群馬)の方とも親睦を深めることができました。

3

ユニークな場所を使用したことによるクラブや活動地域への効果・影響、現在の状況

日頃であれば、体育館やグラウンドに出向いた人にしか目に触れないクラブの活動ですが、道路や空スペース、神社石段でのトレーニング(ロードワーク)を行ったことで地域の商店街の人などの目に触れ、クラブの活動を知っていただくきっかけにもなりました。商店主のクラブ加入促進や協賛店に取り込むことには至っていませんが、通常のクラブ活動場所に復帰すると、神社でのトレーニングに参加した商店主たちが子どもをクラブに加入させるという効果が生まれ、会員数の増加につながりました。

また、会場(施設)がなくても「何かできる」という意識がクラブの中でも高まりました。地震からの復興が進みスポーツ施設が少しずつ元に戻りつつある中、「新たに何ができるのか、スポーツ以外のイベントにつなげられないか」といった意識も生まれています。

4 今後の課題・展望

クラブの存在自体がまだまだ認識されていないのが現状です。市の人口に対する住民のクラブ加入率の数値目標を今一度再設定し、周知活動や会員獲得へ向けて具体的な案を出し合って動くことが必要と考えています。

アドバイザーという立場から見ると、クラブの運営スタッフ、指導スタッフともに充実している状況で、研修会にも必ずといっていいほど火の山スポーツクラブからは参加者が複数人いることなどから、高い向上心も伺えます。今後は、その高い経験値や見識を現場でアウトプットし、更に具体的な動きに結び付けていくことを期待しています。

また、クラブの課題として、各教室(プログラム)の質の向上が挙げられます。教室があって、指導者があってのクラブです。その各教室自体が総合的にレベルアップを図っていくことが、クラブの全体の発展につながると思います。

「クラブの質」について、“誰でも入れる雰囲気づくり、活動環境、心身のケア、参加費設定、用具の充実、指導者の資格レベル、指導者のコミュニケーション能力”など挙げられますが、現状に満足することなく常に気持ちと情報をアップデートしていくことにより、良いクラブ組織になると考えます。

クラブ設立当時の行政担当で、現在経済部まちづくり課の窪田氏は、「インプット(勉強)・アウトプット(得たものを出す)・アップデート(更新)を『日常的に』心掛け、実践していくことで我々のクラブ、ひいては全国のクラブが成長していくのではないかと語っています。

そして、先頭に立ってクラブを誘導していくのが事務局(クラブマネジャー)であると思います。事務局が年齢や社会的立場上やりにくさを感じるなどがないよう、周りのスタッフがより『やりやすい環境』の整備をすることが、クラブにとって最優先・最重要だと考えます。

阿蘇市は、平成28年4月に発生した熊本地震に加え、水害や火山の噴火など、様々な自然災害に見舞われてきましたが、その度にこの火の山スポーツクラブが地域のために動き、行政との絆も深めてきました。今後も活躍の期待が高まる一押しクラブの一つです。

(熊本県クラブアドバイザー 太田黒 尚子)

クラブプロフィール

設立年月日 平成20年2月24日

所在地 熊本県阿蘇市

運営 会員数263名(平成29年3月31日現在)、予算規模約500万円(平成29年度)

有給職員 1名

特徴 阿蘇市の人口は約27,000人、熊本県東北部、熊本市から約50kmの九州山地内に位置し、旧・一の宮町区域の大部分は阿蘇山が形成したカルデラ盆地の中に含まれている。人気プログラムである「ウォーキング」や「HIP-HOPダンス」等の他に、阿蘇市の環境ならではの「乗馬」や「ゴルフ」などのプログラムもある。

阿蘇市主催のウォーキングイベント「大阿蘇元気ウォーク」では諸準備・運営に係る委託、さらに阿蘇市社会福祉協議会から高齢者運動指導の委託を受ける等、行政との連携体制も構築している。

熊本地震発生直後においても、各避難所にて運動指導をするなど、地域課題解決のため積極的に活動している。

連絡先 〒869-2301 阿蘇市内牧2052-2

電話番号 0967-32-1441 FAX 0967-32-1441

E-Mail hinoyamasc@yahoo.co.jp

URL <http://hsc.moo.jp/>

通常：ソフトテニス



ロードワーク



ロードワーク



クラブハウス兼クラブマネジャー宅



特集

人気プログラムを実施しているクラブ

クラブ富士山 ＜山梨県南都留郡富士河口湖町＞

日本体育協会が「総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013」で掲げる総合型クラブの基本理念である「遍(あまね)く人々が差別なくスポーツの恩恵に浴する」ことができるよう、地域住民のスポーツニーズに応えることを念頭において、多様なプログラムを実施することが重要です。そこで今回は、人気のあるプログラムを実施しているクラブを紹介します。



1. 既存の競技団体と重複しない教室を実施 町が継続支援
→ 会員数増
2. 出産後の母親と0歳児を対象に「産後ケア」
助産師、インストラクターと連携
3. 会員制ではなく都度参加型 1回800円で当日払い
講師謝礼は参加料で充当

1 クラブ概要

平成14年、旧河口湖町が総合型地域スポーツクラブを研究・協議する組織「地域スポーツ21プロジェクト」を設立。15年11月に町村合併し、新体制のもと協議を続け、18年3月をもってプロジェクトを解散。町スポーツ振興審議会と教育委員会にて引き続き審議をすることとなりました。19年には総合型地域スポーツクラブ設立準備会が発足し研修や協議をした結果、「既存団体(種目)と対立しない教室型のクラブをつくろう」という結論に達し、「みんなから愛され親しまれる富士山のような、だれでも、無理なく、いつまでも、楽しく、たくさんの人とふれあえるクラブを目指す」ことを理念とし、平成22年2月23日にクラブが設立されました。町が継続支援することで年々会員数が増え、現在376名の会員を得ています。

教室は「会員限定スクール(子ども・大人のプログラム)」と「だれでも参加OK(非会員受入れ)」に大別され、年間を通じ21種目の教室を開催し、子どもを対象とした夏休み企画などの単発事業も行っています。

2 人気プログラムの概要

《ママ&ベビーのキラキラビクス(産後ケア)》

開催日	毎月第3火曜日
場 所	富士河口湖町子ども未来創造館音楽スタジオ
対象者	生後1ヵ月からハイハイ前のベビー&ママ 20組
参加料	1組800円(当日払い)
実施内容	13:30～ 受付・体重測定・助産師による個別相談(順次) <ul style="list-style-type: none">●核家族や初産で悩みの多いママ。子どもの成長やママのトラブルなど親身に相談にのっていただく助産師による個別相談。 14:00～ ベビービクス・ママのエアロビクス・産後ケア体操 <ul style="list-style-type: none">●赤ちゃんの発達を促しながら、母子のコミュニケーションを深めていくベビービクス。●骨盤の歪みや姿勢の改善、運動不足を解消するエアロビクスと体操 14:50～ 助産師による子育てに関するお話 <ul style="list-style-type: none">●赤ちゃんの発達・病気の見方・敏感期など
実施経費	傷害保険料のみ、会場借用料無料、参加料を講師謝金に充当
運営人数	「Smile deli」助産師1名・インストラクター1名とクラブスタッフ1名 <ul style="list-style-type: none">●Smile deliはsmile deliveryの略。私たちはすべての女性に笑顔をお届けしたくてコンビを組みました。
告知方法等	クラブホームページ、募集チラシ、町広報誌、講師Facebook

《ベビービクス》

ベビービクスは赤ちゃんとママのスキンシップを基本に、ベビーマッサージとベビーエクササイズからなるプログラムです。親子の絆を深め、愛情と信頼関係を育てることを目的としています。ママの愛情のこもったマッサージやエクササイズは赤ちゃんの知的発達や情緒性の発達にも効果があることが知られています。

また赤ちゃんの発達段階に応じたベビーエクササイズをママがサポートしてあげることで、赤ちゃん自身の自然な運動発達の促進につながります。一生のうちで最も心身の発育・発達の著しいこの時期の赤ちゃんにとって、ベビービクスはママからの素晴らしい贈り物となります。

(日本マタニティフィットネス協会)

3 気軽に参加できる「産後ケア」 助産師とインストラクターが指導

1歳以上の親子を対象としたプログラムは以前から開催していますが、産後のママとベビーをターゲットにした教室は初めてでした。巷で行われている産後ケアは行政主導型が多く、敷居が高いことから、①もっと気軽に参加できる教室はないか、②どこよりも早く総合型で「産後ケア」を開催できないかという観点から考案されました。現場で活躍している助産師とマタニティーフィットネスインストラクターに「産後、体のトラブルに悩んだり不安を抱えているママたちの集いの場をつくりたい」旨を伝え、2年前からスタートしました。プログラム名は「産後も素敵なところだからだを保ちキラキラ輝くママでいてほしい」という願いを込めて『ママ&ベビーのキラキラビクス』と名付け、『Smile deli』が結成されました。助産師・インストラクターのお二人は育児中の先輩ママでもあり、参加者にとって身近な存在のようです。

講師謝金は参加料をそのままお渡しする形にし、講師の方にもご了解をいただきました。クラブの収入はありませんが、その後のプログラムへの参加が期待できます。クラブの仕事は会場確保と告知が主で、チラシを作成し乳児健診等で配布、Facebookでも発信しています。

4 都度参加 → 県内広域から申し込み 当日キャンセル可 → 人気の秘訣

この教室は、対象者が限られているため会員制システムがとれません。その都度参加できるので地域の隔てなく県内広域から申し込みがあり、対象時期を過ぎても参加していただいているリピーターも多くいます。育児で自分の時間が取れないママ達は「リフレッシュする時間なんてないです。(だからクラブで体を動かすと)気持ちいいです」と大粒の汗をかきながら運動しています。

相談も運動もできて1回800円と安価で、母子の体調を考慮し当日キャンセルが可能な部分も人気の秘訣だと考えられます。

キラキラビクス(産後ケア)卒業後は、1歳～未就園児とママのための『キッズビクス&ママエアロ(1回200円)』に参加を促すことで継続した母子ケアにつながり、良い連携が築かれています。

5

開催月によって参加数に波 産前告知が課題

キャンセルや該当月齢者が少ない時期もある半面、定員オーバーで月に2回開催することもあり収入に波があります。病院との連携を取り、産前から告知ができるともっと反響を得られるのではないかと考えます。

もう少し知名度を上げ、大勢の方に気軽に参加していただければ幸いです。

(クラブ富士山 サブマネジャー 土屋ひとみ)

クラブプロフィール

設立年月日	平成22年2月23日(富士山の日)
所在地	山梨県南都留郡富士河口湖町
運営 有給職員	会員数376名(平成29年8月現在)、予算規模424万円(平成29年度) 0名(設立準備段階から町と連携し職員が主導しているためクラブの有給職員は置いていない)
特徴	設立時に町との継続支援(事務は町職員が遂行、補助金の獲得)を約束した。そのため非会員も参加できるプログラムを多数開催している。既存団体(競技)が実施する種目には手をつけず、このクラブでしか受けられないような魅力的なプログラムを展開している。 チケット制にすることで、いつでも都合の良い時に安価でプログラムに参加できる。
連絡先	〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津5542-1 電話番号 0555-72-4772(FAX同) E-Mail club223@lcnet.jp URL https://www.town.fujikawaguchiko.lg.jp/ka/club223.php



Smile deli



エアロビクス



体操



体操



キッズビクス & ママエアロ

特集

人気プログラムを実施しているクラブ



AWAにじいろクラブ ＜徳島県阿波市阿波町＞



日本体育協会が「総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013」で掲げる総合型クラブの基本理念である「遍(あまね)く人々が差別なくスポーツの恩恵に浴する」ことができるよう、地域住民のスポーツニーズに応えることを念頭において、多様なプログラムを実施することが重要です。そこで今回は、人気のあるプログラムを実施しているクラブを紹介します。



1. マスコットキャラクターを活用しオリジナルソング・ダンスを作成
2. 各キッズ教室にソングとダンスを導入し人気プログラムに
3. 子どもたちの愛着心が高まり家族との会話が弾む
→ 保護者の理解深まり好循環

1 クラブ概要

AWAにじいろクラブがある阿波市は、平成17年4月1日に板野郡の吉野町と土成町、阿波郡の市場町と阿波町の4つの町が合併して誕生しました。活動拠点となる阿波町は、市町村合併による市役所移転に伴い、市中心部より遠隔地となり活力が低下し、町のにぎわいを失いかけていました。また、スポーツ推進委員の活動を通じて、総合型地域スポーツクラブの必要性を同時期に感じていた中で、地域住民との意見交換の際に長寿クラブの方から「それだけ熱意があるのならばやればいい、できることは応援する」との後押しの声があり、「阿波西総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会」を立ち上げ、28年3月に「AWAにじいろクラブ」として設立しました。現在は、スポーツ振興くじ助成事業 総合型地域スポーツクラブ自立支援事業補助金と市補助金と会費を主な財源として、6教室4サークル、スポーツフェスタやダンス発表会などの活動を展開しています。



クラブでは、「もっと元気に心と体 もっと運動もっと健康」と「みんなの健康笑顔があふれますように」をモットーに、次の活動を行っています。また会員の半数以上が未成年であることから、「キッズダンス」、「キッズ体カアップ」、「アップテンポダンス」の各教室が人気となっています。本年度からは「ジュニアリーダー教室」も実施しています。

《クラブの各種活動》

- 教室の開設(フットサルレディス、キッズダンス、キッズ体カアップ、ジュニアリーダー、フットサルジュニア、アップテンポダンス)
- サークル活動(ソフトバレーボール、バドミントン、ピンポン卓球、フットサルMIX)
- スポーツイベントの開催
- 研修会の開催
- 市・地域活動との連携
- その他＝クラブ目的を達成するための活動

2 人気プログラムを支える 「笑顔をひろげるクラブオリジナルソング・ダンス」

子どもたちは学年があがるにつれ、参加プログラムを変えるなどして、継続的にクラブ活動に参加しています。クラブの活動を通じて、子どもたちが多く集まる事業を展開していく中で、「次世代の担い手となる子どもたちを地域で育てたい」との強い思いが芽生え、スポーツ少年団の仕組みを学び、学校長を務めたクラブ代表の意見を取り入れた「ジュニアリーダー教室」を実施し始めました。同教室と「アップテンポダンス教室」は小学3年生以上の児童が参加。そのほとんどが4歳以上を対象とした「キッズ体カアップ教室」と「キッズダンス教室」を卒業した児童で構成されています。

クラブを通じて、スポーツを継続的に楽しみ、交流を深めている姿から、さらにクラブへの愛着を持ってもらうことと、地域への理解を深めてもらうことを狙いとして、マスコットキャラクターの「にじいろクジラ」を活用したクラブのイメージソング「AWAてんぼうのにじいろクジラ」(作詞作曲=yuyu、編曲演奏=えりり)というオリジナルソングを作成し、ダンス教室のインストラクターに振り付けを依頼し、今年3月にクラブオリジナルダンスが完成しました。

歌詞は、クラブのマスコットキャラクターである「七色に輝く空飛ぶクジラ」が夢やつながりを大切に楽しく歌っています。

”AWAにじいろクラブのうた”
「AWAてんぼうのにじいろクジラ」

作詞・作曲 yuyu / 編曲・演奏 えりり

にじいろクジラを追いかけて
あの空越えて ほら こんにちは
みんなで笑ってダンスして
しっぽを振ったら ほら しあわせだ
女の子は赤いリボンつけて
男の子はだいたい橙ね
お母さんは黄色のエプロンで
お父さんは緑の靴を履く
大きな夢も 小さな夢も
七色の愛で包んでくれる



AWAてんぼうのにじいろクジラ
今日もみんなで 七色の愛で
ほらしあわせだ

人気のある「キッズ体カアップ教室」「キッズダンス教室」やスポーツイベント実施の際には、振り付けを担当したインストラクターがクラブオリジナルソングのダンスをレッスンしています。本年度の「AWAにじいろクラブ総会」でも披露しました。

教室やイベントでの様子からも、お気に入りのダンスを満面の笑顔で踊る子どもたちの姿は地域での宝であると実感しました。クラブマネジャーの私は、子どもたちの笑顔を見るたびに次は「何を仕掛けようかな？」と夢や希望でワクワクさせられ、やりがい感が高まっています。

3 オリジナルソング効果で人気教室に 保護者の理解促進 地域との好循環も

オリジナルソングを取り入れた「キッズ体力アップ教室」と「キッズダンス教室」は、楽しさやクラブへの愛着が倍増し、以前は10人ほどの少人数の教室でしたが、本年度は40名前後の人気教室となりました。

また、両人気教室では、オリジナルソングとアクティブ・チャイルド・プログラムを組み合わせたプログラムを展開しているため、楽しさや愛着がさらに深まりました。その結果、参加している子どもたちは自身の楽しい気持ちを家庭に持ち帰って家族と話しているようで、その様子を嬉しそうにクラブスタッフに語ってくださる保護者が増加しています。

オリジナルソング・ダンスを導入することによって、「プログラムの充実」―「保護者のクラブ活動への理解促進」―「子どもの笑顔の拡がり」とつながるなど、クラブと地域の良い循環が醸成されています。

9月開催の近隣小学校の運動会、10月開催の「AWAにじいろクラブスポーツフェスタ2017」で「AWAてんぼうのにじいろクジラ」ダンスを披露することを本年度の目標とし、子どもたちはそれを楽しみにし、汗を流しながらレッスンを続けています。

4 参加者激増で運営スタッフ不足 多世代参加型クラブを標榜

現在クラブは、行政や学校の理解と地域住民の協力を得て、順調に前進しています。しかしながら、各スポーツ教室の参加人数が急激に増えたため、対応できる運営スタッフが不足しています。また、今以上に大人の会員を増やし、多世代が参加するクラブに前進していきたいと考えています。

夢は、無限に広がります。将来的には、クラブハウスが地域住民の気軽に集う多世代間交流の場となり、ストレスの無い「みんなの健康笑顔があふれる町づくり」に寄与できるよう「にじいろクジラ」に様々な夢を乗せ、「にじいろの街」になるように発信したいと考えています。

(AWAにじいろクラブ クラブマネジャー 割石文子)

クラブプロフィール

設立年月日 平成28年3月13日

所在地 徳島県阿波市阿波町

運営 会員数110名(平成29年7月現在) 予算規模240万円(平成29年度)

有給職員 1名

特徴 AWAにじいろクラブは、子どもから高齢者まで多世代の人々・家族が気軽に参加し、多様なスポーツや趣味のサークルなどを楽しみながら、生涯継続的に心身ともに健康づくりに役立てることができる場所を提供し、地域コミュニティと健全な地域づくりに寄与することを目的として活動しています。クラブスタッフは、常に研究心と奉仕心を持ち、努力を重ね、『前進』を目指して取り組んでいます。「もっと元気に心と体 もっと運動もっと健康」をクラブのモットーとし、マスコットキャラクターは「にじいろクジラ君(にじいろに輝き空飛ぶクジラ)」です。

連絡先 〒771-1703 徳島県阿波市阿波町大道北204-1

電話番号 080-2981-7914

E-Mail fxyp256@yahoo.co.jp

URL <https://awa-nizirokurabu.jimdo.com>



キッズ体カアップ教室



AWAにじいろクラブスポーツフェスタ2016



キッズダンス教室



アップテンポダンス教室公開教室
(ショッピングセンターホール)



オリジナルソングCDジャケット

特集

NPO法人・一般社団法人の会計とは？

法人格の取得は、クラブの活動基盤をより強固にすることにつながります。総合型地域スポーツクラブ公式メールマガジンでは、平成26年度の連載企画「教えて!総合型クラブの法人化」において、法人格取得について紹介をしましたが、今回は法人格取得後の実際の会計処理等を紹介し、全国の総合型クラブが法人化を検討するための一助になるような情報を提供いたします。

クラブの会計処理や税金の処理など「クラブ経営と財務・会計」を専門分野とする亜細亜大学経営学部非常勤講師の遠藤誠氏が解説します。

今回の メインテーマ



1. NPO法人・一般社団法人における会計処理について
2. 総合型地域スポーツクラブにおける税金について

総合型地域スポーツクラブのクラブマネージャーや経理事務担当者が注意しなければならない会計処理や税金の処理などを確認してみましょう。すでにNPO法人や一般社団法人になっているクラブは、実際の経理事務をチェックする際に参考にさせていただき、また、これから法人化を考えているクラブは、準備を整える際の参考にしてください。

1 NPO 法人・一般社団法人における経理手続きについて 《任意団体・NPO法人・一般社団法人の会計処理の違い(帳簿の種類・処理)等》

(1) 会計処理は、なぜ必要か

皆さんが運営している総合型地域スポーツクラブは、公益性や共益性の高い活動を行っていることと思います。もちろん、後で説明する収益事業を行うことも可能ですが、状況に応じた適切な会計処理が求められます。

任意団体(法人格のない団体)なので、税金も関係ないし、経理処理もメモ程度の記録をもとに簡単に報告すれば良いということではありません。「総合型地域スポーツクラブ」として活動しているということは、その目的や活動に賛同し、共感する人や団体から託された「お金」で運営しているわけですから、そのお金をどのように使って、どんな活動をしているのかを説明する責任があります。この説明責任のことを「アカウントビリティ」と呼びます。



この説明責任は、現在、クラブに関わっている方々だけではなく、クラブのスタッフの方々、将来的にクラブに関わろうと興味を持っている方々に対しても、活動内容を理解していただき、納得していただくことでクラブの信頼性を高め、活動をさらに広げることが可能になります。

(注)公益性、共益性の意味は、[バックナンバー「教えて！総合型クラブの法人化Part1」](#)を参照ください。

(2) NPO法人の会計処理について

特定非営利活動法人(NPO法人)は、「特定非営利活動促進法(NPO法)」に基づいて設立された法人であることは、皆さんご存じのことと思います。法人が契約主体になることができ、団体の名前で権利義務関係を処理できますが、当然ながらNPO法をはじめとする各種の法令を遵守しなければなりません。

NPO法の条文で、会計に関してまず注意が必要な事項は、第27条(会計の原則)の規定です。この規定によれば、複式簿記の帳簿体系に基づいて相互に関連して記録され、領収書などの客観的証拠と帳簿の記録がすべて結びつけられ、その帳簿を集計して決算書を作成することが推奨されています。つまり、事業やイベントごとに入出金を封筒などで管理して記録した後、事業ごとの収支報告書を作成してファイルする会計処理、または、現金出納帳だけで現金の入出金を記録した後に、決算になって今期に行われた各事業の記録を見返しながら決算書を作成することは、NPO法に照らして適切であるとは言えません。

NPO法では、具体的な会計帳簿の様式が決められているわけではありませんが、複式簿記を前提にすれば、すべての取引が日付順に記録されている「仕訳帳」と勘定科目ごとに記録されている「総勘定元帳」、そして補助的に記録する「現金出納帳」や「預金出納帳」などに記録することになります。

小規模な団体の場合では、現金出納帳の入出金を中心にして、その入出金の理由となる相手勘定科目が記録できるように工夫することで記録の秩序性が保たれることになります。

なお、エクセルなどのビジネス・アプリケーションで記録・集計したから記録の秩序性が保証されるというものではありませんので注意しましょう。

特定非営利活動促進法第27条(会計の原則)

(筆者 一部加筆修正)

- ①会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- ②活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿に基づいて真実な内容を明瞭に表示したものであること。
- ③原則として、採用する会計処理の基準や手続は、毎事業年度継続して適用すること。

この条文が定めている「正規の簿記の原則」とは、次のことを求めています。

- すべての取引が漏れることなく(網羅性)
- 秩序正しく組織的にかつ相互に関連して記録されており(記録の秩序性)
- その記録されているすべての取引は、必ず事実を立証できる客観的証拠(領収書など)が確認できること(検証可能性)

次に、NPO法が求めている決算書類についてですが、特に決められた様式はありません。しかし、政府はNPO法人会計基準協議会が作成した「NPO法人会計基準」を推奨しており、多くの自治体では会計書類の様式としてこの基準の様式を例示していますので、最も適切だと思われる。

NPO法では「計算書類」という表現が使用されていますが、具体的には「活動計算書」と「貸借対照表」のことで、補完する書類として「財産目録」を位置づけています。

もし、皆さんのクラブで「収支計算書」＝「現金の入出金だけが集計された決算書」だけを作成しているようでしたら、会計手続の全体を見直す必要があります。

NPO法人の 計算書類 (決算書類)

活動計算書：当期の収益と費用を計上して、正味財産の増減の状況を表示し、NPO法人の活動の状況を示す報告書

貸借対照表：当期末における資産、負債及び正味財産を示す報告書

注記：計算書類では表現しきれない情報を開示する報告書

財産目録：当期末における資産及び負債の名称等を詳細に示す報告書

NPO法では、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業(以下「その他の事業」という)を行うことができると定めており、「その他の事業」から利益が生じた場合は、これを特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならないとしています。

つまり、NPO法人は、公益目的以外の「その他の事業」を行うことが認められており、「その他の事業」を行う場合は特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理処理しなければなりません。この区分経理は、活動計算書において区分して経理すれば良く、貸借対照表の区分までは求めています。もし、「その他の事業」に固有の資産等がある場合などは、貸借対照表も区分して決算書類を作成することをお勧めします。

(注)この「その他の事業」のことを「収益事業」と呼ぶことがありますが、後に説明する法人税法上に規定されている「収益事業」とは、意味が違いますので注意が必要です。

(3) 一般社団法人(一般財団法人)の会計処理について

ここでは、改正後に新規に設立された一般社団法人(一般財団法人)の会計処理について説明します。内閣府が公表している資料によれば、一般社団法人(一般財団法人)が適用する会計基準について、特に義務づけられている会計基準はなく、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行によるとされています。(法人法施行規則第21条)

「一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行」とは、主に「公益法人会計」や「企業会計」の会計諸則が考えられます。

一般社団法人(一般財団法人)の事業は、事業の目的に大きな制限がないため、公益事業から営利事業まで行うことができます。非営利型の一般社団法人・一般財団法人としては、非営利性が徹底された法人と会員に共通する利益を図る活動を主目的にする共益的活動を目的とする法人があり、非営利型以外の法人としては経済的利益の獲得を目的とする事業を主目的としている法人(普通法人)があります。

非営利型の法人でも財源を確保するために収益事業を行うことができますので、自分たちの活動内容をよく考えてどの会計基準をより所にして決算書を作成して説明することが、最もクラブの信頼性を高め、活動をさらに広げることにつながるのか、を考えることが大切です。

実際の決算書を作成するにあたり、すでに説明した複式簿記による帳簿体系を整えたうえで、公益認定を受ける法人のように『公益法人会計基準』に準拠するのか、NPO法人のように『NPO法人会計基準』に準拠するのか、それとも株式会社のように『企業会計基準』に準拠するのか、を事業内容や法人のタイプによって適切に選択することになります。

それぞれの基準を選択した場合は、その基準に適した勘定科目を設定して継続的に処理することが求められます。なお、必要以上に複雑な会計処理は、事務処理を煩雑にするだけでなく、本来の活動に対して企画・運営する余裕をなくす原因になるので注意が必要です。

各基準にもとづく決算書は、次のとおりです。参考にしてください。(NPO法人会計基準は省略)

「公益法人会計」を採用した場合の計算書類 及びその附属明細書	① 貸借対照表 ② 正味財産増減計算書(損益計算書) ③ 附属明細書
「企業会計」を採用した場合の計算書類 及びその附属明細書	① 貸借対照表 ② 損益計算書 ③ 附属明細書

なお、一般社団法人・財団法人は、公益認定の法人のように実施事業等に係る区分経理は要請されていませんが、非課税事業と収益事業(課税事業)が混在する場合には、実務上区分経理や共通経費の配賦などが必要になってきます。区分経理ができなければ、収益事業に課税される法人税等の金額を算定するための決算書が作成できないことになります。

(注) ここで説明している新規設立法人とは、公益認定を申請する法人や公益目的支出計画の実施を完了していない法人を対象にしていません。公益認定を考えている法人は専門家に相談することをお勧めします。

2 総合型地域スポーツクラブにおける税金について

《任意団体・NPO法人・一般社団法人の税金について》

(1) 総合型地域スポーツクラブが関係する税金の種類

総合型地域スポーツクラブが関係する主な税金は、「法人税」、「法人県民税・法人市町村税」、「法人事業税」、そして「消費税」です。

「法人税」という名称から任意団体には関係ないと思っている人がいますが、それは誤りです。任意団体や法人の種類で課税対象になるか否かを判断するものではありません。

また、NPO法人や一般社団法人(一般財団法人)が行う非営利事業(公益事業)だから税金は課税されないとか、利益が出ていないから申告する必要はないというのも誤りです。

では、どのような場合に税金が課せられるのか、どのような申告が必要なのか、について確認しましょう。

(2) 「法人税」について

法人税法が規定する収益事業(34業種)から生じた所得に対して課される税金が「法人税」です。収益事業の収益から費用を差し引いて計算した所得に対して税率を乗じて計算します。決算が赤字の場合には課税されませんが、申告手続きは必要です。

法人税は、納税者が自分で税金を計算して申告・納税する税金ですので、税務署から通知が来るものではありません。何も通知がないから納付する必要がないというのは誤りです。

なお、収益事業を開始した際には、2か月以内に「収益事業開始届出書」を税務署へ提出し、市町村にも届け出が必要です。この時に、「青色申告の承認申請書」も同時に申請することをお勧めします。

①収益事業について

NPO法人は、NPO法で「法人税法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす」と定められていることから「法人税法に定める収益事業から生じた所得に対してのみ課税」することになっています。これは、非営利型の一般社団法人・一般財団法人も同じ対応になります。

つまり、原則として法人税は非課税ですが、法人税法が規定する「収益事業」を行ったときは、その収益事業に対してのみ課税するということです。法人税法が規定する「収益事業」とは、NPO法上の「その他の事業」のことではありません。

この「法人税法上の収益事業」は、課税上の公平、維持などの観点から課税対象とされたものであり、NPO法人にとっての非営利活動か否か、公益性があるか否かという基準で判断されるものではありません。

「法人税法上の収益事業」とは、限定的に列挙されている「34業種」の収益事業で「継続して」、「事業場を設けて」行っている事業のことを言います。これらの事業を行うための付随行為も「収益事業」に含まれます。

法人税法上の収益事業として限定的に列挙されている34業種のうち、総合型地域スポーツクラブに関わりそうなものは、指定管理者として受託している事業や行政から受託している事業で、これらは「請負業」として収益事業に該当します。また、毎年定期的に複数回の開催があるスポーツイベントなどの運営に際して行う物品の販売は、「物品販売業」に該当する場合があります。

これらの事業は個別に判定する必要があるとあり、判断のつきにくい事例もあります。また、税務署の判断にもバラツキがあり、状況によって判断されるというグレーゾーンがあることも事実です。

現場に伺って実際の状況をお聞きすると、収益事業に該当することを意識しないで運営していたために事業全体が「収益事業」だと誤認される場合もあります。事前に、税務署や専門家に相談するか、誤認されないような会計処理と運営方法に変更することが大切です。

(注)NPO法上の特定非営利活動に係る事業であっても「法人税法上の収益事業」に該当する場合は法人税が課税されることになります。

(注)「継続しているか」については、不定期でも反復して行われている場合や規模が大きく、収入も多額で準備期間が相当長いものなどは1回の開催でも収益事業とみなされる場合があります。

(注)法人税法上の収益事業として定められている34業種の1つである「技芸教授業」は、料理や音楽、書道など限定的に列挙されています。技芸の教授であっても列挙されていないものは収益事業に該当しないことになります。



(注)事例としては少ないですが、法令の規定に基づき国又は地方公共団体からの委託事業でNPO法人が「請負業」として受託業務を行う場合であっても、その業務の受託者から受け取る金額(報酬・料金等)が、当該事業を行うために必要な費用の金額を超えないことが、法令や規約または契約で規定されている、いわゆる「実費弁償方式」の場合は、あらかじめ所轄税務署長(又は国税局長)の確認を受けることにより収益事業とみなされないことがあります。

② 共通費の按分について

収益事業と収益事業以外の事業の両方に携わるスタッフの人件費は、そのスタッフの従事割合などの合理的な基準により収益事業と収益事業以外の事業とに按分して経理処理します。期中の給与支給に際して按分することが煩雑な場合は、期末の決算整理において行うこともできます。

(3)「法人県民税・法人市町村税」について

NPO法人や一般社団法人・一般財団法人が収益事業を行う場合に、法人県民税、法人事業税、法人市町村民税が課税されます。

「法人県民税・法人市町村税」には「法人税割」と「均等割」があり、法人の事務所等が置かれている都道府県、市町村に納付する税金です。

「法人税割」は、算定された法人税額を基礎に課税されます。収益事業から得られる所得が赤字で法人税額がない場合は、課税されません。

一方、「均等割」は、収益事業を行うかどうかに関係なく、原則的には一定額が課税されます。なお、多くの自治体では、法人税法上の収益事業を行っていない団体は「課税免除申請書」を提出することにより減免されます。また、都道府県によっては、その収益事業が国や地方公共団体から委託された事業で、利益が算定されていない場合に限り、その事業年度の税額を免除することがありますので、調べてみましょう。

(4) 「消費税」について

消費税は、国内で行われる物の販売やサービスの提供等の取引に対して課税される税金です。NPO法人や一般社団法人で公益目的の事業だから負担しないということはありません。

消費税を負担するのは最終の消費者ですが、納税義務者となるのは事業者です。つまり、事業者は、受け取った消費税から経費などの支払時に支払った消費税を差し引いた差額を消費者に代わって納付することになります。

例えば、行政からの委託事業は、対価を得て業務を請け負っていますので課税取引として課税売上高になります。次に説明するように1,000万円を超えると「課税事業者」として消費税を申告、納付しなければなりません。

①免税される場合(免税事業者)

課税取引に関して前々年度の課税売上高が1,000万円以下の場合には免除されます。ただし、特定期間(原則として、その事業年度の前事業年度の開始の日以後6か月の期間)の課税売上高が1,000万円を超えた場合、当課税期間から課税事業者となります。設立2年目までは基準期間となる前々事業年度がないため、原則として納税義務はありません。免税点を超える場合は、適切な時期に税務署に各種の届出を行う必要があります。

②課税対象外(不課税)取引について

課税対象外取引には、会費収入、寄付金収入、補助金収入、助成金収入などがあります。会費収入については、物やサービスの対価と認められる場合(たとえば、スポーツ教室、文化教養のセミナー、そして講演などの会費)は課税取引となるので注意が必要です。

③非課税取引について

課税対象になじまない取引や社会政策的配慮から消費税を課税しない取引があります。これを非課税取引と呼びます。

たとえば、社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業などの社会福祉事業等によるサービスの提供、社会保険診療等にかかる収入、金融取引にかかる利息などが該当します。

④納付時期について

課税事業者は、事業年度終了後2か月以内に所轄の税務署長に消費税及び地方消費税の確定申告書を提出し、消費税額と地方消費税額を併せて納付することになります。直前の課税期間の確定消費税額が48万円を超える場合は、中間申告をしなければなりません。(この確定消費税額には地方消費税を含みません)

⑤会計処理について

消費税の会計処理方法には「税込経理方式」と「税抜経理方式」の2つの経理方式があります。どちらの経理方式を選択しても納付すべき消費税額に違いはありません。簡単に説明すれば、帳簿に記入する際に、消費税込みの金額で処理するのか、消費税抜きの金額で記入するかの違いです。会計ソフトでは、どちらの経理方式にも対応しており、自動的に消費税が仕訳されます。

クラブの皆様へ 筆者総括

現在、任意団体、NPOや一般社団(財団)などの法人として活躍されているクラブの皆さん、または、これから法人化を考えている皆さんに向けて、会計処理と税金のことを説明しました。

現場を訪問して感じる事が2つあります。1つは、他のクラブさんから聞いたことや提供していただいた帳簿などのシートを利用している場合でも、そのクラブの活動状況から不適切な場合があります。

また、従来からの処理方法で、今まで何も言われなかったのに、それが適切な処理だと思いついでいる場合もあります。助成金や委託業務を受けているクラブさんは、何か不適切なことが判明した場合は過去に遡って処理することがありますので、事前に適切な会計処理について詳しい方に相談することが大切です。

一方で、行政や公益社団・財団法人で導入されている「伺い書」形式の経理処理方法などは、クラブの実情に合わせて簡略化することができる場合が多いです。経理事務などに時間を費やして本来の活動が疎かになってしまうことがないように、できるだけ簡略化してください。矛盾するように聞こえると思いますが、決して我流や慣習ではなく、必要にして簡潔な会計処理を目指してください。会計数値は決算報告だけではなく、将来の事業戦略立案にとって最も大切な情報になるはずで、皆さまの益々のご活躍を祈念しております。

遠藤誠(えんどう まこと)

遠藤コンサルティングオフィス代表、亜細亜大学 経営学部非常勤講師。

日本体育協会公認クラブマネジャー養成講習会では、「クラブ経営と財務・会計」科目において講師を務めるほか、各県で総合型クラブを対象にした研修会においても講師を務めている。



特集

学校運動部活動と連携するクラブ



謹教スポーツクラブ ＜福島県会津若松市＞



中学校運動部活動をめぐっては、少子化による生徒数減少、それに伴う教員数の減少、専門的指導力をもつ教員の不足等により、生徒のニーズに応じた部活動が成り立たなくなる現状があります。

このような中、外部指導者の活用も議論されるようになり、中学校運動部活動と総合型地域スポーツクラブの連携が期待されています。

そこで今回は、学校運動部活動と連携するクラブの取り組みを紹介します。



1. 雪国ゆえの悩みから中学サッカー部との連携が始まる 体育館でサッカー
2. 部活数の減少を検討するほどの中学校に救いとなったバレーボール教室
3. 教室は夕方以降に小学生と中学生二つに分けて実施 先生方の協力が不可欠

1 クラブ概要

クラブ設立前には、会津若松市の市立謹教小学校学区において地区体育連盟として、各競技（主にソフトボール、8人制家庭バレーボールなど）の練習・大会参加、地区町民の運動会を運営し、平成13年に市役所スポーツ振興室で複数の総合型地域スポーツクラブを設立したいとの案が持ち上がり、謹教体育連盟にも打診がありました。執行部役員が、市の担当者と打ち合わせや検討を重ねた結果、スポーツ振興くじ(toto)助成を受け平成16年の総会の承認を機に総合型スポーツクラブ「謹教スポーツクラブ」として新たに誕生しました。「健康づくり、仲間づくり、思い出づくり」を理念に、子供から大人まで、老若男女誰でも参加できる開かれたクラブを目指しています。



総合型地域スポーツクラブは自分達だけではなく地域も一体となって取り組むことになるため、市、県の担当者の方々と教室開催の計画や運営の方法、予算も含め試行錯誤しながらのスタートでした。当初は役員がクラブマネージャー養成セミナーを受講し、totoの創設支援を受けながら準備を進め、市体育指導員によるバレーボール教室、ストレッチ講習会、スキー教室、ゴルフ教室など参加者の状況、反響を確認しながらの開催でした。設立当初から実施している謹教スポーツクラブ会長杯ソフトボール大会は、今年度で第14回目を迎えます。

2 震災、toto支援が転機→中学部活動と関わり

クラブに大きな転機が訪れたのは7年前、東日本大震災が発生し、被災地クラブの活動基盤強化のためtotoの支援が確定したことです。ほとんどが素人のメンバーのため支援を受けるための準備はとても大変なことでした。しかし、元々、ボランティア精神旺盛なメンバーです。この事業が形になり、少しでも市民の皆さんの健康づくりに役立ち、少しでも医療費削減に貢献できればという信念で走ってきたような気がします。専門のクラブマネージャーを雇用し、各種教室、イベントの計画、指導者とのアポイントなどを進めている時、中学校の部活動とクラブの関わりが生まれました。

それまでのクラブ会員は、大人のほかにスポーツ少年団の小学生がメインで、中学生との交流はほとんどありませんでした。しかし、バレーボール教室の開催が契機となり中学生がクラブ員として活動するようになりました。

3 取り組み内容

●冬場のみ中学サッカー一部に体育館を提供

私たち謹教スポーツクラブのクラブハウスは、市から管理委託を受けた旧高校体育館の一室にあり、他の競技の事務所とシェアしながら事務処理を行っています。

中学部活動との連携の一つ目は、サッカーです。中学校のサッカー一部は通常、グラウンドで練習を行いますが、雪国会津は12月から3月までは外での練習がほとんどできません。中学部活動も競技数が多く、一つの部活が体育館を使える日にちは1週間のうち1日程度で、どの部活も体育館の使用は悩みの種でした。サッカー一部のある保護者が、謹教スポーツクラブが体育館を管理していることを知り、「場所がなくて練習できないので使えるようになりませんか」と相談を持ちかけたのが契機となり体育館を提供することになりました。保護者会の会長さんが連絡担当となり、学区の中学サッカー一部が冬の間、体育館で練習しています。

サッカー指導はクラブの外部コーチにお願いしています。体育館を使える時間が限られているため、顧問の先生と外部コーチが話し合って練習内容を決めています。冬の間の体力づくりは大切ですが、ボールに触れ、追いかけてゴールを決めることができるのは生徒たちにとっても、良いことだと思っています。他の体育館までの移動、体育館の使用料も含め、親にかかる負担も少しは軽減されているはずです。

●活動停止を食い止めたバレーボール教室

● 会津バレーボール協会の熱望で実現

もう一つはバレーボールです。会津バレーボール協会会長を務めるとある高校のバレーボール部顧問の先生から、「バレーボール人口の減少をなんとか食い止めたい」「中学校3年間バレーボールをやってきた生徒たちが受験まで気分転換できる場所を与えてあげたい」との希望が届き、これに応える形で、バレーボール教室を開催することになりました。もちろん、中学3年だけではなく、小中学生なら誰でも参加でき、「未経験大歓迎」でスタートしました。

地域の中学校も他の地区同様、子供が減り続け、昔7クラスが普通だった一学年が今は4クラスに減っています。何年か後には新入学の生徒が100人を切ることとなります。こうした状況から部活数、先生の数、生徒の数それぞれのバランスが崩れ、部活を減らす検討が中学校では始まっていました。バレーボール部も例外ではなく、まして団体競技では最低の人数の確保も必要になり、活動停止のリストに入っていました。

● 学校にチラシ持参し参加者募集

市内一円の中学校、そして、小学生にもバレーボールを経験し好きになってもらえるよう、各小中学校にチラシを持っていき、教頭先生や教務主任の先生に参加者の募集をお願いしました。初めはなかなか集まらず苦戦しましたが、評判を聞いたり、参加した子に誘われたりと徐々に人数が増え、会場を分けて小学校、中学校それぞれ別に教室を開催することになりました。違う学校から集まった子どもたちも、やがて仲間になり、挨拶もでき、何よりバレーを好きになってくれました。

● 先生方の協力得て運営

活動時間は夜7時からで、年20回(各年度で多少回数には誤差があります)開催しています。バレーボール教室では、高校の部活動を指導されている先生や、社会人で現役の方から指導を受けることができるため、専門の技術を学べる大変貴重な教室になり、参加者の競技レベルも高まっています。

また、教室を開催している会場の中学校のバレーボール部顧問の先生にも教室に参加して指導してもらい、最終の鍵確認などでも協力してもらっています。2年ほど前からは、転勤で着任された中学のバレーボール部顧問にも協力いただいています。

- **参加小学生が中学でも入部**

始めて3年目に小学校の部に参加していた子どもたちが中学生になり、バレーボール部に入部しました。その入学前、中学校ではバレーボール部が活動停止の予定でしたが、入部希望者がいる状況での停止はできず、活動は続けました。今年度の練習予定は終了し、先の反省会ではバレーボール協会の方々が来年度も継続したいとの意向を示され、私たちも活動継続を決定しました。

4 運営スタッフが不足 人材確保が最大の課題

現状で、子どもが何人集まるか予想もできませんが、特に小学生はサッカーやバスケのスポーツ少年団に所属していても、バレーボールもやってみたいという子供もいるかもしれません。どのスポーツが自分に合っているか分からない中で、いろんな競技を経験させてあげたいと思います。そして、その環境が整っていることをうまく活用し、子どもたちに役立つ活動に発展させたいと思っています。

本来の部活とは違う時間帯での活動のため、体育館の管理、鍵の施錠、参加者の安全など、運営する側でも人材の確保が必要になっています。toto助成を受け、クラブマネジャーを雇用し、各教室の運営管理、予算管理もマネジャーの仕事でした。支援が終わった今年度は、マネジャーを雇用する資金源の確保は難しく、謹教スポーツクラブの理事が教室の管理運営を兼務してきました。

小学生、中学生2つに分けた教室は、小学生が木曜日に、中学生が火曜日にそれぞれ多いときは月3回開催するため、クラブの理事の中には働いている人もいることから、スタッフの当番決めもままならないことがありました。人材不足をカバーするために、どのようにクラブを運営していくかが大きな課題となっています。

一方で、部活動との連携がきっかけとなり、教室に参加する小学生・中学生の保護者に運営スタッフとしてクラブの活動に携わってもらえるようになったり、学校の教員との連携もできるようになってきています。今後、このつながりをいかに広げていけるかが重要であると考えています。

(謹教スポーツクラブ 副会長 坂内 喜恵)

クラブプロフィール

設立年月日 平成16年4月24日

所在地 福島県会津若松市

特徴

謹教スポーツクラブは、過去、会津若松市の各地区にあった体育連盟で活動しておりました。総合型地域スポーツクラブとして活動を始め、手探りではありますが基本は「老若男女問わず、誰でも体力づくり、仲間づくり、思い出づくり」をベースとして、少しでも多くの方に参加していただき、参加するのが楽しみだと思ってもらえるようにと考えています。近年都会ではお隣同士の付き合いもままならない状況だったりしますが、我が会津若松も例外ではなく近所のつながりを大切にしていきたいと思って活動しています。

例としては地域の小学校との合同の運動会は18回目を迎えました。

子供が減少している中で、地域と、親と、子供とみんなで集まり競技を行うことでの一体感は、回を増す毎に拡大しています。

連絡先

〒965-0873 福島県会津若松市追手町2-41 旧学鳳高校体育館

電話番号 070-6950-9147

E-Mail kinkyousc@gmail.com



サッカー部の体育館での練習の様子



小学生バレーボール教室の様子



冬の中学校のグラウンド

特集

学校運動部活動と連携するクラブ



NPO法人楽スポあすか ＜奈良県高市郡明日香村＞



中学校運動部活動をめぐっては、少子化による生徒数減少、それに伴う教員数の減少、専門的指導力をもつ教員の不足等により、生徒のニーズに応じた部活動が成り立たなくなる現状があります。

このような中、外部指導者の活用も議論されるようになり、中学校運動部活動と総合型地域スポーツクラブの連携が期待されています。

そこで今回は、学校運動部活動と連携するクラブの取り組みを紹介します。



1. 教育文化課、教育委員会が「みなし部活動」を考案
→「楽スポあすか聖徳中学校卓球部」が始動
2. 外部指導者を派遣→専門的指導者の派遣により指導力不足を補う
3. 校長ら中学校側の理解を得て連携
→総合型クラブの活動が中学校部活動へと継続する環境が整う

1 中学校運動部活動との連携概要

〈経緯〉

- 生徒数が少ないため、部活動数が少ない上、専門的知識・技能を有する先生がいない
- 部活動に対する保護者の要望が強い
(卓球クラブの子どもが中学に進学しても卓球部がなく、子ども・保護者が部創設を要望)
- 社会的要因→少子化

〈目的〉

- ① 専門的知識・技能を有する外部指導者を派遣することによる部活動の充実・活性化
- ② 地域連携による学校教育活動・社会体育活動の充実
- ③ 先生方の負担軽減を図る



〈それまでの具体的取り組み〉

既存クラブ活動への外部指導者の派遣

2 取り組み内容

●部創設が困難な状況を踏まえ、クラブ側から卓球部創設を要望

子どもたちや保護者からの要望があっても、生徒数が少なくなっている状況では「教諭が少ない・部活を増やせない・子どもが分散される」といった現実には直面してしまいました。

そこで、明日香村教育文化課および教育委員会において、生徒数の減少などにより「子どもや保護者からの要望に応じた運動部の創設が困難で、既存の部活動であっても存続が危うい」などの課題をどうクリアすべきか、検討を重ね、平成28年度より「みなし部活動外部指導者派遣事業」が実施されることになりました。

同事業は「みなし部活動」という言葉通り、教員の不足から正式な部活動としては活動できない問題を解決するために考えられました。

このように、外部指導者を派遣することによって「部活の活性化・地域連携と開かれた学校・生徒のニーズに即した活動」につながると考えます。

「みなし部活動外部指導者派遣事業」での実施条件

- 種目は中学校体育連盟登録の競技種目であること
- 外部指導者は、生徒指導もできる人材(教員免許保持者が望ましい)
- 外部指導者の専門指導歴は3年以上
- 3名以上の部員
- 週2日(年間104回)以上の活動
- 1年以上継続して活動できるクラブ
- 学校の保険は適用外のためクラブのスポーツ安全保険に加入

以前からクラブの1活動団体である「卓球クラブ」から聖徳中学校に卓球部を創設してほしいという要望がありました。そこでクラブが、上記の条件が揃ったので「みなし部活動外部指導者派遣事業」として「卓球部」を申請しようという動きになりました。

●学校側の理解は不可欠

申請から認可されるまでは、比較的スムーズにいきました。中学校校長先生・教頭先生・教育文化課担当者・クラブ担当者が話し合いをし、卓球部の活動場所の確保などを協議するとともに、校長先生には中学校の中で先生方に理解を深めていただくよう働き掛けをお願いしました。

その甲斐があって一定の理解を得、平成29年5月、みなし部活動「楽スポあすか聖徳中学校卓球部」としてスタートしました。現在、中学生の部員数は6名で、うち楽スポあすか会員が5名です。

●元小学校教諭(現講師)が指導

みなし部活動は、聖徳中学校の部活動の規則に沿って活動します。指導には、「みなし部活動外部指導者派遣事業」の必須条件でもある「技術の指導だけではなく生徒指導ができる指導者」を満たすために元小学校教諭に就いていただいています。予定表の管理や保険加入など活動の全てのサポートはクラブで行っています。

●常時学校と連絡 大会時は外部指導者と学校職員が引率

クラブ担当者が学校の行事や校時などを学校と常に連絡を取り合って活動をサポートしているのですが、細かいところまで把握仕切れず困ることもあります。

楽スポあすか聖徳中学校卓球部の目標の一つに技量向上と公式戦での勝利が掲げられており、「楽な部活動」という認識にならないよう部員たちは目標をもって頑張っています。

大会時には外部指導者だけでなく学校側から必ず学校職員も引率してくださっています。

大会時の学校とクラブの役割分担は今のところまだ手探りの状態ですが、日々のクラブ活動で外部指導者が生徒指導も含めて指導しています。

3 クラブ児童だけでなく未経験者も参加 中学でのクラブ認知度高まる

みなし部活動卓球部が始動したことにより、クラブで卓球を頑張っている小学生が中学生になっても部活動として卓球を継続する環境が整ったことや、今まで卓球をしていなかった児童も中学校に入学してから始めることができる選択肢が増えたこと、そして何よりクラブの活動や取り組みを中学校の先生方に知ってもらうことができたことは、大変よかったと思います。また、家族の方が会員になられて子どもと一緒に卓球を始めるといった効果も生まれています。

4 地域への認知促進が課題 他部活との連携も目標

昨年5月からスタートしたばかりですので、卓球部の活動は、まだまだ広く知られていません。今後は、もっと地域の人にこの活動を知っていただいて、部員の頑張りを認めてもらい、みなし部活動として長く継続していきたいです。一方、中学校側で顧問とまではいかなくても部員と直接連絡を取るなどの役割を担う先生を配置していただけたら、もっと活動がスムーズにいくと思います。(現在は校長先生が担ってくださっています)

今後は、他の運動部、さらに文化部も含めてクラブと学校が連携して子どもたちをサポートするシステムを構築していきたいです。

(NPO法人楽スポあすか クラブマネジャー 檜垣 美穂)

5 取材した県担当者の感想 「地域の宝を地域が育てる物語を見届け続けたい」

今回、「みなし部活動外部指導者派遣事業」の取材をさせていただきました。部活動の問題は、全国での問題にもなっていると聞きますが、地域で考えれば必ず解決していくと思います。明日香村教育委員会の子どもに対する理解ある気持ちが新しい仕組みを導入し、総合型地域スポーツクラブの活動を学校側が理解することで、さらに地域がつながっていく姿は、総合型地域スポーツクラブが目指す姿だと思います。地域の実情に応じたスポーツ環境を住民と行政が協働して作っていくためにも総合型クラブの必要性を感じました。スポーツは人の心を動かします。そして人の心をついにまとめてくれます。卓球を練習している子どもたちの姿を見て、地域の宝を地域が育てる物語が、この先どの様に見えるのかを見届けたい気持ちになりました。

(奈良県クラブアドバイザー 川崎 香織)

クラブプロフィール

設立年月日 平成25年3月10日設立(法人格取得平成29年10月31日)

所在地 奈良県高市郡明日香村川原91-3

運営 会員数627名(平成29年12月現在)

予算規模 2,000万円(平成29年度)

特徴 「楽しもう！スポーツ！」を合い言葉に、子どもから高齢者までライフスタイルに合わせて楽しめるスポーツクラブです。スポーツや文化活動を通じて、行政や学校、関係機関との連携を密に、子どもの体力向上や青少年の健全育成、高齢者の生きがいづくり、多世代間交流など、元気な村づくりを目指しています。

連絡先 〒634-0141 奈良県高市郡明日香村川原91-3

電話番号 0744-54-2810

URL <http://tanospo.club/>



部活動の様子



外部指導者の松本さんと楽スポあすか聖徳中学校卓球部の部員